

委員会提出議案第2号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月25日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡本安弘

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

橋本市議会委員会条例(平成18年橋本市条例第229号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 6人 総合政策部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 <u>危機管理室の所管に関する事項</u> 出納室の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2)・(3) 略 (委員会開催の特例) 第15条の2 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)</u>のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会(以下「オンラインを活用した委員会」という。)を開催することができる。 2・3 略</p>	<p>(<u>常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 6人 総合政策部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 出納室の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2)・(3) 略 (委員会開催の特例) 第15条の2 <u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u>のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会(以下「オンラインを活用した委員会」という。)を開催することができる。 2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の橋本市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による常任委員会の委員、委員長又は副委員長(以下「委員等」という。)である者は、この条例の施行の日以後は、それぞれ、改正後の橋本市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による常任委員会の委員等を選任され、又は互選されたものとみなす。この場合において、委員等の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。